

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (07408)
地域名 (地域内農業集落名)	夷田地区 (夷田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、後継者のいない農家にあつては、賃貸よりも売買の方向での動きが目立ってきている。従つて、今後、他市町村の農家が参入していく可能性があり、見通しが立たない状況である。
 集落内の農地が他の地域の農家に買われており、将来集落や個人で法人経営を行う場合に様々な弊害が懸念される。
 集落の中心となる経営体と集落内の農地購入者との協力のもと、農地の集積を図りたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の水田構造から考えた場合、水路等の配置から範囲を整理して団地化した作物選定が容易であると考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

作付けについては、可能な限り団地化を推進できるような配置をし、効率的な栽培管理ができるように配慮して団地化を進めていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地利用は、夷田地区の中心経営体や農業者が担う。農地所有者は、原則として地域計画を参考に営農改善組合に相談を行なった上で農地を機構等を活用して貸付け、耕作者は機構等を活用して農地を借り受ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中心となりうる経営体(若手の農業者等)を集落で支援し、経営の継続が可能となるよう農地の集積等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦中心となる経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。
- ⑩農業用機械の共同利用や共同作業を増やし、農地の保全及び担い手不足への対応に取り組む。

夷田 地域計画エリア



夷田(地域計画)エリア図
農地エリア